

Dline プラットフォームサービスビジネスパートナー契約約款

第1条 (目的)

この約款は、株式会社デジタルライン（以下「当社」という）が提供する販売促進キャンペーンシステムである「Dline プラットフォームサービス」（以下、「本サービス」という）の販売につき、ビジネスパートナー制度(以下「本制度」という)に従って、顧客との本サービス販売活動実施に係る契約（以下「パートナー契約」）の内容について定めます。

第2条 (用語の定義)

本約款上で使用する用語の定義は、次の通りとする。

用語	説明
[1] 本プログラム	本制度における割引プログラム及び報酬プログラムの総称
[2] アカウント ID	本サービスの管理コンソールにログインするアカウント ID
[3] 運用者	本サービスの管理コンソールアカウントを運用する担当代理店もしくは代理店の顧客
[4] スポットサービス	非定期で単発サービスとしてトライアルなど一時的に利用する卸売業務のみ
[5] ビジネスパートナー	この約款および当社が別に定める諸規定に同意の上、当社の定める手続きにより本制度の登録を申し込み、当社がその申込みを承諾する者をいいます。なお、法人名を登録した場合、原則としてこの約款に基づく一切の権利義務および法的地位はその法人に帰属するものとする
[6] 顧客	本サービスを利用して実施するキャンペーンの主催となるエンドクライアント企業
[7] 利用者	顧客または顧客から委託先として同意を得て本サービスの管理コンソールアカウントを利用する企業
[8] 利用契約	ビジネスパートナーを介した顧客と当社間での本サービスの利用契約
[9] 割引プログラム	ビジネスパートナーが顧客へ本サービスの再販売を行うことを前提として、ビジネスパートナーと当社との間で締結されたパートナー契約について、サービス利用費用が割引となるプログラム
[10] 報酬プログラム	ビジネスパートナーが当社に紹介した顧客と当社との間で締結された利用契約について、利用契約の成立時および更新時に、当社が当該ビジネスパートナーに対して報酬を支払うプログラム

第3条 (本制度の利用)

1. ビジネスパートナーは、本規約を承諾の上、当社が指定する手続きに基づき本制度の利用を申し込むものとします。当社がビジネスパートナーの申し込みを受け付けた場合、当社で承諾し、当社の定める方法により通知した時点で、本制度パートナー契約が成立したものとします。
2. ビジネスパートナーは本サービスを利用したキャンペーンを主催する企業を斡旋するための仲介会社が申込できるものとします。
3. ビジネスパートナーが本サービスを申し込む場合は、委託先として申請する必要があります。
4. 委託先としての申し込みは、委託元の同意が必要となり、申し込み時点で委託元の申請をするものとします。また、委託元の本サービスの申し込み申請は委託元単位で行わなければなりません。

5. 委託先として申し込みをした場合、委託先は別途本サービス利用契約約款の同意が必要となります。
6. ビジネスパートナーが以下の各号のいずれかに該当することが判明した場合、本制度の利用取消しおよびデータ等の削除することができるものとします。それにより、当社または第三者が損害を被った場合、利用者は当社または第三者に対して、当社または第三者が被った損害を賠償するものとします。また当社による本契約の取消しを行った場合、利用者に生じたいかなる損害に対しても、当社は一切責任を負わないものとします。
 - (1) 利用者登録において、虚偽の情報を登録した場合
 - (2) 利用者が本規約の規定に違反した場合や過去に違反したことがある場合
 - (3) 利用者がアカウント情報（ID およびパスワード）を不正に使用した場合
 - (4) 本サービスを利用することにより本サービス、システムの運営上、その妨げとなる可能性があるとして当社が判断した場合
 - (5) 反社会的勢力等に該当する、またはこれに準じる者または団体である場合
 - (6) 当社の競合他社等が本サービスを調査する目的での契約が判明した場合
 - (7) 各号の他、本サービスの提供に支障が生じる、もしくはそのおそれがあると判断した場合

第4条（ビジネスパートナーの個人情報等の使用）

1. 当社は、ビジネスパートナーの個人情報等を当社所定のプライバシーポリシーに従って使用し、ビジネスパートナーはこれに同意するものとします。
2. 当社は、ビジネスパートナーに対し、メールやウェブサイト、書類送付その他当社が定める方法により、本サービス等に係る情報を通知することがあり、ビジネスパートナーはこれに同意するものとします。なお、ビジネスパートナーは、緊急やむを得ない場合を除き当該情報の通知を拒むことはできず、当社は、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、ビジネスパートナーが当該情報を受領しなかったことにより被った損害について責任を負いません。

第5条（本プログラムの適用）

ビジネスパートナーは、パートナー契約について本プログラムの適用を受けようとするときは、その都度、当社が定める手続に従って適用申請を行うものとします。当社は、適用申請について不備、不正等を認めた場合、適用申請を受け付けない場合があります。

第6条（ビジネスパートナーの本サービス活動）

1. ビジネスパートナーは、直接取引の顧客以外に広告等にて営業する場合は、書面による事前の承諾を要するものとします。
2. ビジネスパートナーは、顧客に対して本サービスの仕様、性能、動作条件、操作方法等につき必要な情報を十分に提供し、顧客単位で販売しなければなりません。
3. ビジネスパートナーは、顧客からの問い合わせ及びクレームの最初の対応窓口となり、本契約を円滑に遂行しなければなりません。
4. 本サービスの販売地域は、日本国内とします。

第7条（本プログラムの変更）

本サービスの顧客への販売において、一度適用させた本プログラムを変更（例えば、報酬プログラムを割引プログラムへ変更）することはできません。

第8条（割引プログラムのビジネスパートナー）

1. 当社が料金表で定める基準に従い割引率を定め、ビジネスパートナーに対する2ヶ月前に事前のメール等により通知の上、当該基準を変更できるものとし、これによりビジネスパートナーに生じた損害および費用について責任を負いません。
2. 当社はサービス開始から当社の定める期日締めで、前項により算出される割引の額を控除した金額を、ビジネスパートナーに請求し、指定の期日までに当社所定の方法により支払うものとし、なお、銀行振込手数料等の支払いに要する費用はビジネスパートナーの負担とします。
3. ビジネスパートナーは、顧客がビジネスパートナーへの支払を怠ったことを理由として前項の支払義務を免れることはできないものとし、

第9条（報酬プログラムのビジネスパートナー）

1. 当社は料金表で別途定める基準に従い報酬額を定め、ビジネスパートナーに対する2ヶ月以上前まで事前のメール等により通知の上、当該基準を変更できるものとし、これによりビジネスパートナーに生じた損害および費用について責任を負いません。
2. 当社は、当社が別途定める期日までに、ビジネスパートナーに報酬額を通知します。その通知を受け、ビジネスパートナーは当社に対し請求書を発行し、その請求書に基づいて当社所定の金融機関を経由して、当該金融機関がビジネスパートナーに指定した金融機関口座へ振込送金することにより、報酬をお支払いいたします。なお、銀行振込手数料等の支払いに要する費用はビジネスパートナーの負担とします。ビジネスパートナーから当社に対し、報酬額の請求書が届かない状態が半年以上続いた場合には、ビジネスパートナーは報酬を受け取る権利を放棄したものとします。

第10条（契約の解除）

1. ビジネスパートナーについて次の各号に該当する事由が生じたときは、当社は、ビジネスパートナーに対して何らの催告を要することなく直ちに本契約を解除することができるものとします。また、それに係わる損害等が相手方に発生した場合でも、一切の責任を負わないものとします。
 - (1) 重大な契約違反または背信行為がある場合
 - (2) 金融機関から取引停止を受けた場合
 - (3) 第三者から差押え、仮押えを受けた場合
 - (4) 破産、和議、会社整理もしくは、会社更生の申立てをなし、また第三者よりこれらの申立てを受けた場合
 - (5) 信用状態に重大な変化が生じた場合
 - (6) 本契約の履行を著しく怠り、契約の継続が困難な場合
 - (7) 割引プログラムを利用した場合において当社が定める支払期日までにサービス利用費用を支払いがなかった場合

- (8) 連絡先が不明な状態が1ヵ月以上続いた場合
- (9) 本契約の申込、適用申請等について、当社に対し虚偽の申告をしたことが判明した場合
- (10) 法令または公序良俗に違反する行為を行った場合

- 2. 前項により、顧客がビジネスパートナーを通じて本サービス等の利用契約を継続できなくなった場合、当社がビジネスパートナーに代わり顧客への利用継続の必要な手続を行うことができます。
- 3. 前2項により、事由の如何を問わずパートナー契約について本プログラムの適用が解除された場合でも、ビジネスパートナーは、当社の事業活動を一切妨げてはなりません。また、顧客に対し、顧客が利用契約を継続できなくなったことにより顧客に生じた損害を全て賠償しなければなりません。

第11条（損害賠償責任等）

当社及びビジネスパートナーは、本契約の履行に関し、故意又は過失にかかわらず相手方に損害を与えてしまった場合、通常かつ直接の範囲で当該損害を賠償します。

第12条（秘密保持義務）

- 1. 本契約の有効期間中か終了後であるかを問わず、当社およびビジネスパートナー（以下、情報の受け手を「受領当事者」といい、情報の送り手を「開示当事者」といいます）は予め開示当事者の書面による承諾を得ない限り、機密情報を第三者に開示し、または本契約の履行の目的以外に使用してはなりません。ただし、次の各号に掲げるもの、その他この約款に定める場合についてはこの限りではありません。
 - (1) 受領当事者が開示当事者より開示を受けた時点で、既に合法的に知取していた情報
 - (2) 受領当事者が開示当事者より開示を受けた時点で、既に公知となっていた情報
 - (3) 受領当事者が開示当事者より開示を受けた後、受領当事者の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報
 - (4) 受領当事者が秘密情報に依拠することなく、独自に開発、作成した情報
 - (5) 受領当事者が第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
- 2. 受領当事者は、前項の規定にかかわらず、適用法令、証券取引所の規則、裁判所の判決、決定、命令または行政当局の決定、命令、指導に基づき機密情報の開示または提供を義務付けられる場合には、開示当事者に対して開示または提供の必要性について速やかに通知するとともに、情報の機密性が最大限確保されるような方法により、機密情報の開示または提供を行うことができます。
- 3. 受領当事者は、この約款に定める義務と同等以上の秘密保持義務を課したうえで、自己の役員及び従業員に対して、その在職中、退職後を問わず、秘密情報を保持・管理するのに必要かつ適切な措置を講じなければなりません。

第13条（当社の知的財産権）

- 1. ビジネスパートナーは、当社または本サービスに関する一切の商標、商号または標章等(以下「当社の商標等」といいます)について、当社が排他的な権利を有することを理解するものとし、当社の事

前の承諾なく、当社の商標等を本サービス販売の範囲以外で使用してはなりません。

2. ビジネスパートナーは、当社の商標等について、当社の権利を損なうような行為を行ってはなりません。
3. この約款は、当社の商標等について何らかの許諾を行うものとは解釈されません。
4. 別途明示しない限り、本サービスに関連する文章、イメージその他一切の著作物等の著作権は当社または第三者に帰属するものとし、いかなる方法をでもそれらについて争わないものとします。

第 14 条（ビジネスパートナーの通知義務）

1. ビジネスパートナーは、次に掲げる各号の 1 つ以上に該当した場合、ビジネスパートナーは速やかに当社に通知しなければならない。
 - (1) 代表者、商号を変更した場合
 - (2) 本店の所在地又は住所を変更した場合
 - (3) その他届出事項に変更があった場合
 - (4) 第 10 条各号に該当する事由が生じた場合
2. 当社は、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、ビジネスパートナーが前項の通知または報告を怠ったことにより被った損害について責任を負いません。

第 15 条（権利義務の譲渡）

ビジネスパートナーは、事前の書面による承諾を得ることなく、本契約に基づく権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または自己もしくは第三者のために担保に供してはなりません。

第 16 条（約款の変更）

1. 当社は、この約款の内容を、ビジネスパートナーに対して事前の通知により変更することができるものとします。この場合、当社は、変更された約款を 1 ヶ月以上前までに当社が定める手段によってビジネスパートナーに通知するものとし、ビジネスパートナーは変更後の約款に従うことに同意したものとみなします。なお、ビジネスパートナーは変更されたこの約款の内容を知るために、当社との連絡手段等を定期的に確認するものとします。
2. 当社は、前項の変更内容および条件が本契約の基本的な事項に関わる場合、当社の定める手段によりビジネスパートナーに通知するものとします。
3. 前 2 項の規定にかかわらず、当社は、利用者の利益（機能追加、UI 改善、バグ修正、メンテナンスなど）のために行う場合には、事前の通知なくこの約款の内容の全部または一部を変更することができるものとします。
4. 前項までの規定にかかわらず、ビジネスパートナーは、約款の変更について同意しない場合、本プログラムを解約することができます。
5. この約款の一部が違法、不当、その他何らかの理由により無効であると断定された場合でも、他の部分の有効性には影響を及ぼさないものとします。

第 17 条（準拠法）

この約款は、日本国法に準拠し、日本国法に従って解釈されるものとします。

第 18 条（合意管轄裁判所）

この約款について紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 19 条（協議）

本契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い双方で協議し、円満に解決を図るものとします。

付則

この約款は 2022 年 6 月 15 日から施行